

2022年7月8日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号  
株式会社スリー・ディー・マトリックス  
代表取締役社長 岡田 淳

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年より会場内の座席の間隔を広げて開催させていただくため、会場に入場できる株主様の人数に制限がございます。定員を超える株主様がご来場された場合には、ご入場いただけない可能性がございます。株主様におかれましてはご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットでの議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。

書面又はインターネットにより議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。後述のご案内に従って2022年7月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 2022年7月28日（木曜日）午前10時  |
| 2. 場 所  | 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門<br>富士東の間（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）   |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 1. 第18期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第18期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    |   |
| 第1号議案   | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案   | 当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件  |

#### 4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する  
場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

~~~~~

**本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます  
ようお願い申し上げます。
- ◎次に掲げる事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブ  
サイトにて掲載しておりますので、本招集通知には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表なお、会計監査人及び監査役会は、連結計算書類及び計算書類として本招集ご通知に添  
付している書類の他、当社ウェブサイトに掲載している上記①、②の事項も監査しており  
ます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インター  
ネット上の当社ウェブサイト (<https://www.3d-matrix.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 《新型コロナウイルス感染防止のための対応について》

本株主総会に際し、以下の対応を取らせていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

- 役員及び運営スタッフは原則としてマスク着用で対応させていただきます。
- 開催時間短縮のため、本株主総会は事業報告については簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 例年開催しておりました株主総会終了後の事業説明会の開催を中止させていただきます。
- 本株主総会にご出席される場合はマスク着用、アルコール消毒液による手指の消毒等の感染防止策にご協力ください。ご協力いただけない場合には、入場をお断りさせていただきます場合がございます。
- 運営スタッフによる検温をさせていただく場合がございます。
- 37.5度以上の発熱や体調不良と見受けられる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。

株主様におかれましてはご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットでの議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、より慎重なご判断をお願いいたします。

株主総会当日までの感染拡大や政府の発表内容により、株主総会の運営・会場等に変更が生じる場合は、当社ホームページ (<http://www.3d-matrix.co.jp>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年7月27日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

(5) 2022年7月16日（土曜日）午前5時から2022年7月19日（火曜日）午前5時までにはウェブサイトのメンテナンスのためお取り扱い休止期間となります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年5月1日から  
2022年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは米国Massachusetts Institute of Technology (マサチューセッツ工科大学) の研究者の発明による自己組織化ペプチド技術を基にした医療製品の開発・製造・販売に引き続き注力しております。自己組織化ペプチド技術は幅広い応用が可能なプラットフォーム技術です。既に安全性が確認されており人への使用も広く認められていること、また、医療機器の適応拡大としての開発が可能なこと等から、当社においては幅広い領域での事業展開を可能にしております。

現時点では主に、外科領域、組織再生領域、ドラッグ・デリバリー・システム(以下「DDS」という。)領域で事業を展開しております。外科領域においては、日米欧3極においてそれぞれ複数の承認済製品を獲得しており、規模の経済を獲得するための製造のスケールアップ等にも取り組んでおります。

今後は自己組織化ペプチドの技術優位を活用し、将来的にさらに大きなニーズが見込める組織再生領域やDDS領域において、3極展開の強みを活かしてグローバル最適の開発・販売方針を採用してまいります。

当連結会計年度の研究開発で大きく進展があったトピックスにつき、以下に報告させていただきます。

外科領域：

#### ① 止血材 (TDM-621)

日本においては、消化器内視鏡治療における漏出性出血に対する止血を対象として、吸収性局所止血材「ピュアスタット」の製造販売承認を2019年に取得しております。また、2021年12月からは本製品の保険適用が開始されました。これにより、病院側の費用負担なくピュアスタットを使用できることになり、今後の販売加速が見込まれます。

欧州では2014年にCEマークを取得しており、現在欧州全域において販売中です。中枢神経分野等領域の拡大や創傷治癒等機能の拡大等、今後も継続して複数の分野で適応拡大を進め、オンリーワンの製品となれるよう価値を一層高めていく方針です。

米国では2021年1月に消化器内視鏡治療領域において、米国食品医薬品局（以下「FDA」という。）に510(k)のプロセスにて承認申請を行っていましたが、2021年6月に承認を取得しております。現在最初の製品製造を欧州で行っており、2023年4月期からの販売を予定しております。

## ② 粘膜隆起材（TDM-644）

当社が独自に開発した新規ペプチド配列を用いた製品です。自己組織化によりゲルを形成するため隆起維持性能に優れており、また、生物由来成分ではないため、ウイルス等の混入リスクがない安全性の高さにより既存製品と差別化されております。ポリープ、腫瘍等を切除する内視鏡手術時に幅広く使用される可能性があります。

本製品は2021年5月に製造販売承認を取得しており、2021年12月には販売用製品の製造を開始しました。現在保険適用に向けた準備を進めており、今後は早期に止血材とのクロスセルができる体制を構築してまいります。

## ③ 後出血予防材

欧州において消化器内視鏡治療時に生じる後出血予防効果に関して、2018年12月に適応追加が承認されました。また、オーストラリアにおいても後出血予防効果に関して、2019年9月に適応追加が承認されました。さらに、米国においては2021年6月に止血材の承認と合わせて後出血予防の適応も同時に承認を受けております。治療後に起こる後出血は、再手術が必要となることから患者及び医療機関双方の負担が大きく、強いニーズがあります。消化器内視鏡治療における出血はおおよそ5%程度であるのに対し、治療後に後出血が懸念されるリスクの高い患者・手技はおおよそ30%あるとされており、本適応の追加により当社製品が獲得可能な市場は数倍に拡大する可能性があります。

## ④ 次世代止血材（TDM-623）

当社が独自に開発した新規ペプチド配列を用いた開発品です。現在の止血材より止血効果に優れ、原価を大幅に削減できる等の優位性があることから、将来的に主力製品として市場に供給すべく開発を進めてまいります。

欧州においては、2021年5月に治験計画届の承認がなされ、2021年7月より脳神経外科を対象とした治験を開始しております。本試験開始前の探索的臨床試験については、2021年12月に全ての患者への投与が完了し、安全性が確認されたことから、本試験への移行が開始されました。

### ⑤ 癒着防止材 (TDM-651)

米国では2019年4月に耳鼻咽喉科領域において、FDAより癒着防止材兼止血材「PuraSinus」の販売承認を受けております。本製品は、癒着防止、止血、創傷治癒を同時に行える現状唯一の製品であることから、鼻甲介切除術や鼻中隔形成術等において高い臨床的価値を提供でき得るものと期待しております。特に術後のパッキング（鼻に詰め物をする処置）は患者のQOLを著しく悪化させているといわれておりますが、当社製品によってパッキングを極力減らすことが可能となり、患者のQOLを重視する米国市場では強いニーズが期待できます。

今後は、はるかに大きな市場が存在する産婦人科等の領域に適応拡大をすべく、日本と欧州双方で医師主導治験の準備を進めております。

### 組織再生領域：

#### ① 直腸における粘膜炎の創傷治癒

米国において、2022年4月に粘膜炎の創傷治癒に対する承認を取得いたしました。これは直腸の粘膜炎などの治癒に幅広く使える可能性がある承認であり、止血材よりさらに付加価値の高い製品としての販売が可能となります。例えば一つの事例としての放射線性直腸炎は、前立腺がんや子宮がん等への放射線療法に起因する副作用で、大腸粘膜の炎症を高頻度で引き起こします。また、2割程度の患者は慢性的な下血、頻繁な排便、激しい腹痛等の晩期障害に悩まされており、有効な治療法の確立が望まれております。

この領域で早急に成長を蓄積し、さらに巨大な市場である炎症性腸疾患（IBD）への適応拡大を進めてまいります。IBDは消化管の難治性炎症で、原因不明で一度発症すると再燃と寛解を繰り返す特定疾患であり、グローバルに数兆円の顕在市場が存在します。現在日米欧にて複数の医師主導治験を計画し、早期にPOC（Proof Of Concept）を取得したい考えであります。

#### ② 創傷治癒材 (TDM-511)

米国では2015年2月にFDAより承認を取得しております。より高い臨床的価値が求められる重度の熱傷や皮膚がんの分野への進出を目指して、他薬剤とのコンビネーション（抗生物質、抗がん剤等）も視野に入れて研究を進めております。また、巨大市場である美容整形分野にもアクセスすべく、2020年5月に適応を拡大しております。欧米において複数の臨床研究を進め、有望な結果が観察され始めており、論文発表も行われております。

#### ③ 歯槽骨再建材 (TDM-711)

米国での臨床試験で15症例の施術・経過観察が完了し、骨形成に良好な結果やデータをj得ております。一方で、プロトコルに改善の余地があったため、2018年



4月期に臨床試験を12症例追加で継続する等、臨床試験を継続しており、今後も引き続き製品化に向けた開発を進めてまいります。現在の試験完了後のステップについてはFDAと協議中です。

#### DDS領域：

国立がん研究センターとの「RPN2標的核酸医薬によるトリプルネガティブ乳がん治療」共同プロジェクトにおいて、界面活性剤様ペプチドA6Kを核酸医薬のDDSとして提供しておりました。当社は、国立がん研究センターと共同でがん幹細胞に対する治療薬や診断方法の特許を取得しており、同分野や関連分野の共同研究/共同開発に向けた取り組みを進めております。

広島大学との共同プロジェクトにおいても、悪性胸膜中皮腫を対象疾患とする革新的抗腫瘍核酸医薬にA6Kを提供し共同開発を進めておりましたが、広島大学の田原栄俊教授により新たに設立された株式会社PURMX Therapeuticsが今後の製品開発を主導することとなりました。当社も同社株式の一部を取得し、今後も引き続き共同で製品開発を進めてまいります。2022年1月には、医師主導治験（第I相）において第一症例の組み入れが実施され、臨床試験が開始されております。

核酸医薬へのDDSとして当社製品がヒト臨床で使用されるのはこれで2件目となります。今後の核酸医薬の広まりとともに、当社の技術が核酸のデリバリーのオプションとして更なる広がりをもたせられる可能性が出てきております。

#### 製品原価率を大幅に低減するための製造方法の変更検討：

当社グループは、当社製品群の製品原価率を大幅に低減すべく、滅菌方法の変更及び製造スケールアップを進めております。2020年10月に欧州の第三者認証機関に新たな製造方法への変更申請を提出しておりましたが、2021年5月にその承認を取得しております。本製法による製造は、第1四半期より順調に開始されておりグローバルに出荷が開始されております。新しい原価は移動平均法によって順次計算書類に適用されております。これらの施策により製品原価率は大幅に低減すると見込んでおります。この原価低減施策により、早期黒字化に向けてのボトルネックが解消されたと考えております。

#### 製造所の追加：

2021年12月に当社製品の新たな製造委託先としてPharmpur GmbH（所在地：ドイツ、以下「Pharmpur社」という。）との製造・サービス委託契約を締結いたしました。Pharmpur社は既に米国向け製品の製造を開始しており、欧州に関しては2022年1月に製造所追加の承認申請を第三者認証機関に提出しております。これにより、現在稼働する日本の製造拠点と合わせて複数の製造拠点をもつことになり、安定した製品供給による更なる事業の拡大を図ります。

また、本製造所においては、今後更なるスケールアップによる製造原価低減が期待できるため、欧州における承認審査の進捗を見ながら並行してスケールアップの準備も進めてまいります。

次に販売進捗の状況につき、以下に重点エリアの報告をさせていただきます。

#### ① 欧州

欧州における製品販売は、820,592千円となり前年同期比で79.7%増と拡大し引き続き高い成長性を維持しております。第4四半期では、年末より蔓延したCOVID-19のオミクロン株の影響を受けたものの確実に成長しております。このままの成長性を維持し、2023年4月期の通期黒字化を目指します。

#### ② オーストラリア

オーストラリアにおける製品販売は、510,430千円となり前年同期比で3.1%増となりました。当期に入りCOVID-19の感染者数が大幅に増加し、さらに、2021年12月以降のオミクロン株の急拡大により病院に対する規制が強化され、当社が狙う選択的手術（命に関わらない手術）が大幅に延期されております。このため当社の販売活動も大きな制約を受けており、成長速度が一時的に鈍化しました。しかしながら、こうした状況は一時的であり選択的手術といえども長期に延期することは難しいことから、2023年4月期に向けて需要は回復することを見込み高成長の軌道に戻る準備を進めております。

#### ③ 米国

米国では、耳鼻咽喉科領域の癒着防止材兼止血材「PuraSinus」の販売を直販体制で開始しました。当初アカウント開拓は順調であったものの、オミクロン株の急拡大により病院の業務が逼迫し、当社が狙う不要不急の耳鼻科手術件数が大幅に減少しました。このため、当期下期以降ターゲットをCOVID-19の影響を受けにくい市場セグメントにシフトし、将来的に十分な使用件数を確保できるよう顧客ポートフォリオの入れ替えを図っております。本施策の成果は2023年4月期に現れると見込んでおります。

#### ④ 日本

日本においては、2021年12月から内視鏡用止血材の保険適用が開始となりました。病院が費用負担なしで使用できることとなったため、引き続き強い引き合いをいただいている状況です。その効果もあいまって顧客獲得は計画を上回るペースで進んでおります。現時点で2023年4月期のターゲット施設の多くが既にトライアルに進んでいる状況であり、これらの施設の早期顧客化に向けて引き続き営

業力を強化してまいります。

このような結果、当期の業績については、止血材の製品販売は欧州で820,592千円、オーストラリアで510,430千円、米国で52,028千円及び日本では84,023千円を計上し、その他地域等39,155千円を含めると、事業収益1,506,230千円（前年同期比481,855千円増加）と前年同期の47.0%増となりました。

費用面に関しては、日本及び米国での販売開始に伴い、営業体制確立などのために相当額の先行費用を計上しております。移動平均法による見かけ上の原価が想定のスPEEDで下がらない等費用削減施策に遅れが出ており、全体として費用は増加しております。

この結果、経常損失1,807,067千円（前年同期は経常損失1,900,344千円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,894,757千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,012,615千円）となりました。

なお、当社グループの事業は単一セグメント（医療製品事業）であるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (2) 資金調達の状況

売掛金の回収、第4回及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、第27回新株予約権の行使、第30回新株予約権の発行及び行使、第31回新株予約権の発行により資金調達ができております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のような点が事業運営上の課題と認識しております。

#### ①事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、外科領域では止血材、癒着防止材、粘膜隆起材等、再生医療領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材等、DDS領域では核酸医薬等のパイプラインを開発しておりますが、これらの早期の製品上市、製品販売による収益獲得が、当社グループ経営の安定化に向けた課題であると認識しております。

主力製品である止血材については、欧州やオーストラリアで製品販売を開始しており、日本においても当期より販売を開始いたしました。米国では、耳鼻咽喉科領域で癒着防止材兼止血材の販売を開始していることに加え、欧州において既の実績のある消化器内視鏡治療領域においても当期に承認を取得し、2023年4月期より製品販売を本格的に開始いたします。

今後、順調に成長してきた欧州、オーストラリアに、世界最大の市場をもつ米国と、内視鏡先進国である日本を加えることで、今まで以上の成長を目指してまいります。

一方で、グループ全体でコスト削減を進め、特に当社製品群の製品原価率を大幅に低減すべく、滅菌方法の変更及び製造スケール・アップを進めておりましたが、2021年5月に新たな製造方法への変更に対する承認を取得いたしました。この製法変更により製品原価率は大幅に低減する見込みです。また、研究開発に関しては、臨床試験を必要としない、もしくは最小規模で実施できる等、グローバルで見ても最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。今後ともグループ全体で、グローバルの視点から収益性の改善に努めてまいります。

#### ②資金調達

当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2021年8月に第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第30回新株予約権を発行し、2022年4月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第31回新株予約権を発行しました。これにより、当連結会計年度において、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第30回新株予約権の発行及び全ての権利行使により2,298,805千円、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第31回新株予約権の発行により1,771,928千円、また既発行分の第27回新株予約権の残り全ての権利行使により619,500千円を

調達することができております。

今後も既発行分の新株予約権も含めて順調に行使が進むものと考えております。

また、株式会社りそな銀行と借入コミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き各金融機関からの資金調達、借入コミットメントライン契約の設定・拡大、リース等様々な資金調達を検討・実施し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

### ③研究開発体制及び経営管理体制の強化

当社グループは、パイプラインの進展及び事業のグローバル展開に対応するため多様化するリスクを把握し、これに対処するための研究開発体制や経営管理体制の強化を経営課題と認識しております。

当社グループは、研究開発において小規模の体制で各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築し、複数の製品開発を実施しております。今後、研究開発活動がさらに拡大、グローバル化した際にも必要な情報の収集を行い、社内規定の改訂や継続的社員教育等を通して、法令や規則の遵守のための活動を継続して行ってまいります。

また、当社グループは小規模組織ですがグローバルに拠点を展開しております。そのため、グループ全体での内部統制体制を確立することを目指し、統制項目や業務プロセスを検証し、リスクを洗い出し、それを最小化する取り組みを実施しております。今後も組織的な内部統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取り組んでまいります。

また今後も、上市製品の増大、事業展開エリアの拡大等、事業ステージに合わせて、十分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                    | 第15期<br>2019年4月期 | 第16期<br>2020年4月期 | 第17期<br>2021年4月期 | 第18期(当連結会計年度)<br>2022年4月期 |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 事業収益                   | 328,847 千円       | 672,418 千円       | 1,024,375 千円     | 1,506,230 千円              |
| 経常損失(△)                | △2,426,127 千円    | △2,954,836 千円    | △1,900,344 千円    | △1,807,067 千円             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) | △2,554,559 千円    | △3,096,159 千円    | △2,012,615 千円    | △1,894,757 千円             |
| 1株当たり<br>当期純損失(△)      | △97.41 円         | △103.36 円        | △49.65 円         | △37.20 円                  |
| 総資産                    | 4,092,627 千円     | 3,115,617 千円     | 3,508,287 千円     | 5,610,723 千円              |
| 純資産                    | 1,513,000 千円     | 473,018 千円       | 1,659,828 千円     | 1,457,719 千円              |
| 1株当たり純資産               | 40.34 円          | 1.80 円           | 27.25 円          | 17.84 円                   |

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。

(注) 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                         | 資本金       | 当社の出資比率(%)       | 主要な事業内容   |
|---------------------------------------------|-----------|------------------|-----------|
| 3-D Matrix, Inc.                            | 1,932千米ドル | 100.0            | 医療製品開発・販売 |
| 3-D Matrix Europe SAS.                      | 3,060千ユーロ | 100.0            |           |
| 3-D Matrix Asia Pte. Ltd.                   | 500千SGドル  | 100.0            |           |
| 3-D Matrix (Beijing) Biotechnology Co., Ltd | 3,509千円   | 100.0<br>(100.0) |           |
| 3-D Matrix EMEA B.V.                        | 300千ユーロ   | 100.0            |           |
| 3-D Matrix UK Limited                       | 10千ポンド    | 100.0<br>(100.0) |           |
| 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd       | 0.1千豪ドル   | 100.0<br>(100.0) |           |

(注) 当社の出資比率の( )内の数字は、間接所有比率であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2022年4月30日現在)

| 事業     | 区分        | 主要製品                                                                                                                                            |
|--------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療製品事業 | 医療製品開発・販売 | 自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・組織再生領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。<br>主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、癒着防止材を有しており、組織再生領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材を有しています。 |
|        | 研究試薬販売    | 自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられています。                                               |

(7) 主要な営業所 (2022年4月30日現在)

① 当社の主要な事業所

| 名称 | 所在地              |
|----|------------------|
| 本社 | 東京都千代田区麹町三丁目2番4号 |

② 子会社の主要な事業所

| 名称                                          | 所在地                        |
|---------------------------------------------|----------------------------|
| 3-D Matrix, Inc.                            | 米国マサチューセッツ州                |
| 3-D Matrix Europe SAS.                      | フランス共和国リヨン市                |
| 3-D Matrix Asia Pte. Ltd.                   | シンガポール共和国                  |
| 3-D Matrix (Beijing) Biotechnology Co., Ltd | 中華人民共和国北京市                 |
| 3-D Matrix EMEA B.V.                        | オランダ王国ホーフトドルプ              |
| 3-D Matrix UK Limited                       | グレートブリテン及び北アイルランド連合王国ロンドン市 |
| 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd       | オーストラリア連邦ビクトリア州            |

(8) 従業員の状況 (2022年4月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 85名  | 16名増   |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 18名  | 7名増    |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2022年4月30日現在)

| 借入先       | 借入残高      |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 300,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 100,000千円 |

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2009年7月17日に扶桑薬品工業株式会社との間で締結した日本における自己組織化ペプチド(RADA16)を用いた吸収性局所止血材の独占販売権許諾契約及び2011年5月23日に締結した製造委受託契約が、2020年7月10日付の解除通知により終了したことを確認の上で、新たな製造受託先への移行までに必要と想定される製造量についての製造を行うことを扶桑薬品工業株式会社との間で合意しておりましたが、2022年6月22日付で、新たに製造委受託に関する契約を締結しております。



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 55,131,375株  
 (自己株式246株を含む)  
 (3) 株主数 25,451名  
 (4) 大株主

| 株主名                                 | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|-------------------------------------|-----------|---------|
| 永野 恵嗣                               | 1,858,100 | 3.37    |
| 扶桑薬品工業株式会社                          | 640,000   | 1.16    |
| BofA証券株式会社                          | 484,000   | 0.87    |
| 松本 松二                               | 472,500   | 0.85    |
| 株式会社アイル                             | 400,000   | 0.72    |
| 辻 豊寿                                | 397,000   | 0.72    |
| KOREA SECURITIES DEPOSITORY-DAISHIN | 320,300   | 0.58    |
| CYPRESS JAPAN合同会社                   | 320,000   | 0.58    |
| 大和証券株式会社                            | 317,500   | 0.57    |
| 野村証券株式会社                            | 307,326   | 0.55    |

(注) 持株比率は、自己株式(246株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が10,715,149株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況  
当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価額）   | 行使期間                      | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数   | 発行価額 | 保有者数 |
|-------------------|------------|---------------------------|---------|-----------------|------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第15回（894円） | 2018年3月24日<br>～2026年3月22日 | 240個    | 普通株式<br>24,000株 | 無償   | 1名   |
|                   | 第18回（791円） | 2020年5月24日<br>～2028年5月23日 | 328個    | 普通株式<br>32,800株 | 無償   | 1名   |
|                   | 第22回（535円） | 2021年7月6日<br>～2029年7月5日   | 400個    | 普通株式<br>40,000株 | 無償   | 2名   |
|                   | 第26回（477円） | 2022年7月10日<br>～2030年7月9日  | 128個    | 普通株式<br>12,800株 | 無償   | 1名   |

(注) 1. 全て取締役就任前に付与されたものであります。

(注) 2. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与していません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2021年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権（第29回新株予約権）

|               | 当社使用人                 | 子会社の役員及び使用人   |
|---------------|-----------------------|---------------|
| 交付者数          | 5名                    | 20名           |
| 新株予約権の数       | 608個                  | 1,401個        |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 60,800株          | 普通株式 140,100株 |
| 発行価格          | 無償                    |               |
| 新株予約権の行使価額    | 1個につき32,100円          |               |
| 権利行使期間        | 2023年7月28日～2031年7月27日 |               |

(注) 上記のうち、224個（22,400株）は退職により権利を喪失しています。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2022年4月30日現在）

当社は、2021年8月11日開催の取締役会決議に基づき、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第30回新株予約権の発行を決議しております。また、2022年4月11日開催の取締役会決議に基づき、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第31回新株予約権の発行を決議しております。

新株予約権の内容は、次のとおりであります。

#### 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

|                        |                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 40個                                                                                                                                                        |
| 目的となる株式の種類、数及び<br>転換価額 | 普通株式 2,572,347株<br>(上記潜在株式数は、当初転換価額である311円で転換された<br>場合における最大交付株式数です。上限転換価額は修正条件<br>から実質的に当初転換価額となります。下限転換価額は156円<br>ですが、下限転換価額における潜在株式数は5,128,205株で<br>す。) |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                                                         |
| 権利行使期間                 | 2021年8月30日～2025年9月29日                                                                                                                                      |
| 新株予約権付社債の残高            | 800,000千円                                                                                                                                                  |

#### 第30回新株予約権

|               |                                         |
|---------------|-----------------------------------------|
| 新株予約権の数       | 65,000個                                 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 6,500,000株                         |
| 新株予約権の払込金額    | 14,430千円 (1個当たり222円)                    |
| 行使の条件         | 当初行使価額280円<br>(行使価額は一定の条件の下、修正又は調整される。) |
| 権利行使期間        | 2021年8月30日～2022年8月29日                   |

(注)第30回新株予約権は全ての権利行使が完了しております。

#### 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

|                        |                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 40個                                                                                                                                                        |
| 目的となる株式の種類、数及び<br>転換価額 | 普通株式 4,002,479株<br>(上記潜在株式数は、当初転換価額である441円で転換された<br>場合における最大交付株式数です。上限転換価額は修正条件<br>から実質的に当初転換価額となります。下限転換価額は184円<br>ですが、下限転換価額における潜在株式数は9,592,900株で<br>す。) |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                                                         |
| 権利行使期間                 | 2022年4月28日～2026年6月1日                                                                                                                                       |
| 新株予約権付社債の残高            | 1,765,093千円                                                                                                                                                |

#### 第31回新株予約権

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 新株予約権の数       | 39,970個               |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 3,997,000株       |
| 新株予約権の払込金額    | 6,834千円 (1個当たり171円)   |
| 行使の条件         | 行使価額441円              |
| 権利行使期間        | 2022年4月28日～2027年4月27日 |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年4月30日現在）

| 地位      | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                             |
|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 岡田 淳  | 3-D Matrix, Inc. 取締役<br>3-D Matrix Europe SAS. 取締役                                                       |
| 取締役会長   | 永野 恵嗣 | 3-D Matrix, Inc. 取締役<br>3-D Matrix Europe SAS. 取締役                                                       |
| 取締役     | 新井 友行 |                                                                                                          |
| 取締役     | 小林 智  |                                                                                                          |
| 取締役     | 三木 貴生 | 3-D Matrix EMEA B.V. 取締役<br>3-D Matrix UK Limited 取締役                                                    |
| 取締役     | 天沼 利彦 | 3-D Matrix, Inc. 取締役                                                                                     |
| 取締役     | 島村 和也 | 島村法律会計事務所 代表<br>コスモ・バイオ㈱ 社外取締役（監査等委員）<br>㈱CAICA DIGITAL 社外取締役<br>㈱明豊エンタープライズ 社外取締役（監査等委員）<br>㈱アズーム 社外監査役 |
| 常勤監査役   | 河邊 務  | 河邊社会保険労務士事務所 代表                                                                                          |
| 監査役     | 向川 寿人 | 向川公認会計士事務所 代表<br>㈱ファースト コンサルティング 取締役<br>エム・アール・エス広告調査㈱ 社外監査役<br>㈱アドバンスト・メディア 社外監査役<br>㈱PR TIMES 社外監査役    |
| 監査役     | 大 毅   | 大総合法律事務所 代表<br>㈱リロググループ 社外監査役<br>レメディ・アンド・カンパニー㈱ 社外監査役                                                   |

- (注) 1. 島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 河邊務、向川寿人及び大毅の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 島村和也氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、企業法務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 河邊務氏は、社会保険労務士の資格を有しており、企業管理全般に関する知見を有するものであります。
5. 向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 大毅氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものです。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されず、また、填補する額について限度額を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。

監査役の報酬限度額は2012年7月26日開催の第8期定時株主総会において年額30,000千円以内とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

## (5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、2021年2月25日開催の取締役会において、以下の方針を決議しております。

### ii) 決定方針の内容の概要

#### ①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具

体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社グループの業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績/個別指標(KPI)を反映した現金報酬としております。各事業年度の事業進展や目標指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。目標となる指標とその値は、中期経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて監査役会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、内容、数の算定方法、報酬等を与える時期、条件の決定に関して取締役会にて決定するものとしております。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定するものとしております。決定の際には監査役会の答申内容を尊重し、代表取締役の報酬の構成割合は、基本報酬：業績連動報酬等(賞与)：非金銭報酬等=70%：20%：10%を目安とし、他の取締役の報酬構成割合は、代表取締役の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定することとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査役会に原案を提出し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定

することとしております。なお、非金銭報酬等は監査役会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2021年7月30日開催の取締役会において第17期有価証券報告書に記載したものと同内容の判断根拠に基づき決議を行っております。当該内容は、基本報酬については2021年2月25日開催の取締役会において決議した上記決定方針と実質的には同内容であり、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

#### (6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年7月30日開催の取締役会において代表取締役社長岡田淳に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は各取締役の担当事業の業績を踏まえた各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適切と判断されるためであります。

#### (7) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の総額                 | 報酬等の種類別の総額             |              |              |
|------------------|------------|------------------------|------------------------|--------------|--------------|
|                  |            |                        | 基本報酬                   | 業績連動報酬等      | 非金銭報酬等       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1名) | 76,214千円<br>(5,400千円)  | 76,214千円<br>(5,400千円)  | —千円<br>(—千円) | —千円<br>(—千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 16,800千円<br>(16,800千円) | 16,800千円<br>(16,800千円) | —千円<br>(—千円) | —千円<br>(—千円) |
| 合 計              | 10名        | 93,014千円               | 93,014千円               | —千円          | —千円          |

#### (8) 社外役員に関する事項

##### ① 社外役員等の重要な兼職の状況等

- ア. 取締役島村和也氏は、島村法律会計事務所の代表を兼任しております。また、コスモ・バイオ株式会社、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社明豊エンタープライズの社外取締役及び株式会社アズームの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- イ. 監査役河邊務氏は、河邊社会保険労務士事務所の代表を兼任しております。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ウ. 監査役向川寿人氏は、向川公認会計士事務所の代表及び株式会社ファース

ト コンサルティングの取締役を兼任しております。また、エム・アール・エス広告調査株式会社、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社PR TIMESの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

エ. 監査役大毅氏は、大総合法律事務所の代表を兼任しております。また、株式会社リロググループ及びレメディ・アンド・カンパニー株式会社の社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区分    | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                                                                                               |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 島村 和也 | 当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会にオブザーバーとして出席しました。弁護士・公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換では、適宜必要な助言を行っております。           |
| 社外監査役 | 河邊 務  | 当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に19回中19回出席しました。社会保険労務士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、常勤監査役として定期的に代表取締役との意見交換、社内における重要な会議にも出席するとともに往査を実施しております。 |
| 社外監査役 | 向川 寿人 | 当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に19回中18回出席しました。公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。                                   |
| 社外監査役 | 大 毅   | 当事業年度に開催された取締役会に12回中9回出席するとともに、監査役会に19回中16回出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。                                      |

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支 払 額    |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等             | 26,940千円 |
| 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,940千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り目の妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、3-D Matrix Europe SAS. 及び3-D Matrix Asia Pte. Ltd.、3-D Matrix (Beijing)Biotechnology Co.,Ltd は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - ・ 当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ・ 取締役会については、取締役会規程に基づき月1回定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。
  - ・ 取締役会規程に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
  - ・ 監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。
  - ・ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他体制
  - ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ・ 内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
  - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。
  - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う

体制とする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ コンプライアンス規程に基づき、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続きを明示した社内規程を整備し運用を行う。
  - ・ 内部監査人は、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・ 子会社の取締役等は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を当社に遅滞なく報告する。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ・ 内部監査人は、子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
  - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 経営に関する重要事項については、当社及び子会社の取締役を含めた会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けて計数管理を行う。
  - ・ 当社又は子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、関係会社管理規程及びその他社内規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
- ⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社のコンプライアンス規程を子会社においても準用し、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ・ 関係会社規程に基づき、重要な職務執行について当社取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、当社取締役会で決定を行う。
  - ・ 監査役は、子会社の取締役等の職務執行状況について必要に応じて意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で子会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

- ⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
  - ・ 当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図る。
  - ・ 管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。
  - ・ 内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。
- ⑪ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・ 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。
- ⑫ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・ 補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
  - ・ 取締役は監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。
- ⑬ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・ 監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑭ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
  - ・ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受ける。
  - ・ 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容及び内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
  - ・ 稟議書並びに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が随時確認できる体制とする。
  - ・ 監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。
- ⑮ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - ・ 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・ 子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役へ報告を行った当社又は子会社の取締役又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会の他重要な会議に出席できることとする。
  - ・ 監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に四半期に1度連絡会を開催し、相互連携を図る。
  - ・ 監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に1度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑭ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ⑭-1 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
- i 当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
  - ii 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ⑭-2 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- i 反社会的勢力対応規程において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とするとともに、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。
  - ii 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
  - iii 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等からの情報収集に努める。
  - iv 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行について

当社の取締役会は7名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役3名（うち社外監査役3名）が出席し、当社グループの重要事項の審議、決議するとともに業務執行の報告が行われました。社外取締役は独立した立場から審議、決議に加わり、経営の監督を行っております。また各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

### ②企業集団における業務の適正確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において、子会社における重要事項の審議及び決議並びに業務執行の報告が行われました。

### ③リスク管理体制について

リスク管理規程を制定し、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては取締役会で報告され、リスクの共有及び迅速な対応を図っております。

### ④監査役の職務の執行について

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、会社の状況を把握し監査役相互による意見交換を行っております。また常勤監査役は、社内の重要会議に出席するとともに取締役等から職務執行状況を適宜聴取し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,577,520</b> | <b>流動負債</b>        | <b>867,096</b>    |
| 現金及び預金          | 2,848,641        | 短期借入金              | 400,000           |
| 売掛金             | 465,790          | 未払金                | 235,104           |
| 棚卸資産            | 1,801,170        | 未払費用               | 104,480           |
| 前渡金             | 230,882          | 未払法人税等             | 70,224            |
| その他             | 280,675          | その他                | 57,286            |
| 貸倒引当金           | △49,639          |                    |                   |
|                 |                  | <b>固定負債</b>        | <b>3,285,907</b>  |
|                 |                  | 転換社債型新株予約<br>権付社債  | 3,265,093         |
| <b>固定資産</b>     | <b>33,203</b>    | その他                | 20,814            |
| 有形固定資産          | —                | <b>負債合計</b>        | <b>4,153,004</b>  |
| 無形固定資産          | —                | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
|                 |                  | <b>株主資本</b>        | <b>2,028,482</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>33,203</b>    | 資本金                | 11,550,837        |
| 敷金              | 24,962           | 資本剰余金              | 11,540,557        |
| その他             | 8,240            | 利益剰余金              | △21,062,760       |
|                 |                  | 自己株式               | △153              |
|                 |                  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△1,044,929</b> |
|                 |                  | 為替換算調整勘定           | △1,044,929        |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>       | <b>474,166</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>       | <b>1,457,719</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,610,723</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>5,610,723</b>  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年5月1日から  
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金         | 額         |
|-----------------|-----------|-----------|
| 事業収益            |           |           |
| 売上高             | 1,506,230 | 1,506,230 |
| 事業費用            |           |           |
| 売上原価            | 845,219   |           |
| 研究開発費           | 684,502   |           |
| 販売費及び一般管理費      | 2,713,155 | 4,242,878 |
| 営業損失            |           | 2,736,647 |
| 営業外収益           |           |           |
| 受取利息            | 1,243     |           |
| 為替差益            | 899,247   |           |
| その他             | 46,028    | 946,519   |
| 営業外費用           |           |           |
| 支払利息            | 4,780     |           |
| 支払手数料           | 2,991     |           |
| 株式交付費           | 8,991     |           |
| その他             | 176       | 16,940    |
| 経常損失            |           | 1,807,067 |
| 特別利益            |           |           |
| 新株予約権戻入益        | 5,760     | 5,760     |
| 特別損失            |           |           |
| 減損損失            | 92,239    | 92,239    |
| 税金等調整前当期純損失     |           | 1,893,547 |
| 法人税、住民税及び事業税    |           | 1,209     |
| 当期純損失           |           | 1,894,757 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |           | 1,894,757 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から  
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

|                           | 株主資本       |            |             |      |            |
|---------------------------|------------|------------|-------------|------|------------|
|                           | 資本金        | 資本剰余金      | 利益剰余金       | 自己株式 | 株主資本合計     |
| 2021年5月1日残高               | 10,312,756 | 10,302,476 | △19,168,003 | △153 | 1,447,077  |
| 連結会計年度中の変動額               |            |            |             |      |            |
| 新株の発行                     | 1,238,081  | 1,238,081  |             |      | 2,476,162  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |            |            | △1,894,757  |      | △1,894,757 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |            |            |             |      |            |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,238,081  | 1,238,081  | △1,894,757  | —    | 581,404    |
| 2022年4月30日残高              | 11,550,837 | 11,540,557 | △21,062,760 | △153 | 2,028,482  |

|                           | その他の包括利益累計額 |               | 新株予約権   | 純資産合計      |
|---------------------------|-------------|---------------|---------|------------|
|                           | 為替換算調整勘定    | その他の包括利益累計額合計 |         |            |
| 2021年5月1日残高               | △236,733    | △236,733      | 449,484 | 1,659,828  |
| 連結会計年度中の変動額               |             |               |         |            |
| 新株の発行                     |             |               |         | 2,476,162  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |             |               |         | △1,894,757 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △808,195    | △808,195      | 24,681  | △783,514   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △808,195    | △808,195      | 24,681  | △202,109   |
| 2022年4月30日残高              | △1,044,929  | △1,044,929    | 474,166 | 1,457,719  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目           | 金 額         |
|-----------|------------|---------------|-------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)        |             |
| 流動資産      | 6,969,281  | 流動負債          | 1,933,433   |
| 現金及び預金    | 2,395,752  | 買掛金           | 1,029,824   |
| 売掛金       | 5,093,270  | 短期借入金         | 400,000     |
| 棚卸資産      | 601,803    | 未払金           | 426,153     |
| 前渡金       | 210,520    | 未払費用          | 1,241       |
| 立替金       | 45,891     | 未払法人税等        | 70,224      |
| 関係会社短期貸付金 | 6,933,559  | 預り金           | 5,989       |
| その他       | 177,754    |               |             |
| 貸倒引当金     | △8,489,271 |               |             |
| 固定資産      | 17,135     | 固定負債          | 3,265,093   |
| 有形固定資産    | —          | 転換社債型新株予約権付社債 | 3,265,093   |
| 無形固定資産    | —          |               |             |
| 投資その他の資産  | 17,135     | 負債合計          | 5,198,527   |
| 関係会社長期貸付金 | 907,408    | (純資産の部)       |             |
| 敷金        | 15,257     | 株主資本          | 1,313,722   |
| その他       | 1,878      | 資本金           | 11,550,837  |
| 貸倒引当金     | △907,408   | 資本剰余金         | 11,540,557  |
|           |            | 資本準備金         | 11,540,557  |
|           |            | 利益剰余金         | △21,777,519 |
|           |            | その他利益剰余金      | △21,777,519 |
|           |            | 繰越利益剰余金       | △21,777,519 |
|           |            | 自己株式          | △153        |
|           |            | 新株予約権         | 474,166     |
|           |            |               |             |
|           |            | 純資産合計         | 1,787,888   |
| 資産合計      | 6,986,416  | 負債・純資産合計      | 6,986,416   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年5月1日から  
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 事業収益         |           |           |
| 売上高          | 2,133,502 | 2,133,502 |
| 事業費用         |           |           |
| 売上原価         | 1,607,224 |           |
| 研究開発費        | 606,040   |           |
| 販売費及び一般管理費   | 791,352   | 3,004,617 |
| 営業損失         |           | 871,114   |
| 営業外収益        |           |           |
| 受取利息         | 14        |           |
| 為替差益         | 813,038   |           |
| その他          | 31,330    | 844,382   |
| 営業外費用        |           |           |
| 支払利息         | 4,687     |           |
| 支払手数料        | 2,991     |           |
| 株式交付費        | 8,991     |           |
| その他          | 176       | 16,847    |
| 経常損失         |           | 43,579    |
| 特別利益         |           |           |
| 新株予約権取崩益     | 5,760     | 5,760     |
| 特別損失         |           |           |
| 減損損失         | 85,434    |           |
| 貸倒引当金繰入額     | 2,175,279 | 2,260,713 |
| 税引前当期純損失     |           | 2,298,532 |
| 法人税、住民税及び事業税 |           | 1,210     |
| 当期純損失        |           | 2,299,742 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から  
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本       |            |            |                     |             |
|-------------------------|------------|------------|------------|---------------------|-------------|
|                         | 資本金        | 資本剰余金      |            | 利益剰余金               |             |
|                         |            | 資本準備金      | 資本剰余金合計    | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計     |
| 2021年5月1日残高             | 10,312,756 | 10,302,476 | 10,302,476 | △19,477,776         | △19,477,776 |
| 事業年度中の変動額               |            |            |            |                     |             |
| 新株の発行                   | 1,238,081  | 1,238,081  | 1,238,081  |                     |             |
| 当期純損失                   |            |            |            | △2,299,742          | △2,299,742  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |            |            |            |                     |             |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,238,081  | 1,238,081  | 1,238,081  | △2,299,742          | △2,299,742  |
| 2022年4月30日残高            | 11,550,837 | 11,540,557 | 11,540,557 | △21,777,519         | △21,777,519 |

|                         | 株主資本 |            | 新株予約権   | 純資産合計      |
|-------------------------|------|------------|---------|------------|
|                         | 自己株式 | 株主資本合計     |         |            |
| 2021年5月1日残高             | △153 | 1,137,303  | 449,484 | 1,586,788  |
| 事業年度中の変動額               |      |            |         |            |
| 新株の発行                   |      | 2,476,162  |         | 2,476,162  |
| 当期純損失                   |      | △2,299,742 |         | △2,299,742 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |      |            | 24,681  | 24,681     |
| 事業年度中の変動額合計             | —    | 176,419    | 24,681  | 201,100    |
| 2022年4月30日残高            | △153 | 1,313,722  | 474,166 | 1,787,888  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月22日

株式会社スリー・ディー・マトリックス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森内茂之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年6月22日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森内茂之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2021年5月1日から2022年4月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、また、当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査報告書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月23日

株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役会

常勤監査役 河 邊 務 ㊟

監 査 役 向 川 寿 人 ㊟

監 査 役 大 毅 ㊟

- (注) 常勤監査役 河邊 務及び監査役 向川 寿人並びに監査役 大 毅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                      | 変更案  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | <削除> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <新設> | (電子提供措置等)<br>第18条 当社は、株主総会の招集に際                                                                       |
| <新設> | し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。                                                               |
| <新設> | 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。                |
| <新設> | (附則)                                                                                                  |
| <新設> | 1. 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 |
| <新設> | 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。            |
| <新設> | 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。                                       |

**第2号議案** 当社の取締役(社外取締役を除く)及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の取締役(社外取締役を除く)及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

当社取締役(社外取締役を除く)に対する新株予約権の発行につきましては、会社法第361条第1項第1号及び第4号並びに同条第4項に基づくご承認も兼ねております。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内とすることをご承認いただいておりますが、この報酬額

の枠内で新株予約権を取締役の報酬等として付与するものであります。

なお、本議案の対象となる取締役の員数は、社外取締役1名を除く6名となります。

1. 金銭の払込みを要しないで新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由及び新株予約権を取締役の報酬等として付与することを相当とする理由

当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して中長期的なインセンティブを付与することを目的とし、社外協力者には期待する貢献の度合いに応じて付与するものであり、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指してストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

また、当社は2021年2月25日開催の取締役会において、事業報告4.(5)「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案の内容は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

2. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の数の上限及び目的である株式の数

新株予約権4,000個を上限といたします。なお、当社取締役への新株予約権の割当数は1,000個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下「目的株式数」という。）は普通株式100株といたします。

ただし、割当日以降当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。

- (2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないことといたします。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行

使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

ただし、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格といたします。

割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合及び時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

①当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員：

当社取締役会における新株予約権発行の日後2年を経過した日から10年を経過する日までといたします。

②社外協力者：

当社取締役会における新株予約権発行の日から、10年を経過する日までといたします。

(5) 新株予約権行使の条件

①新株予約権者のうち社外協力者を除く当社又は当社子会社の役員又は従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の役員又は従業員であることを要するものといたします。ただし、当社もしくは当社子会社の役員が

任期満了により退任した場合又は当社もしくは当社子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

②前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができるものといたします。

③その他権利行使の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。

#### (6) 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

#### (7) 新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

②新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

#### (8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

#### (9) 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以

下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めることを条件といたします。

①交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

②新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。

③新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

⑤新株予約権の権利行使期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

以 上

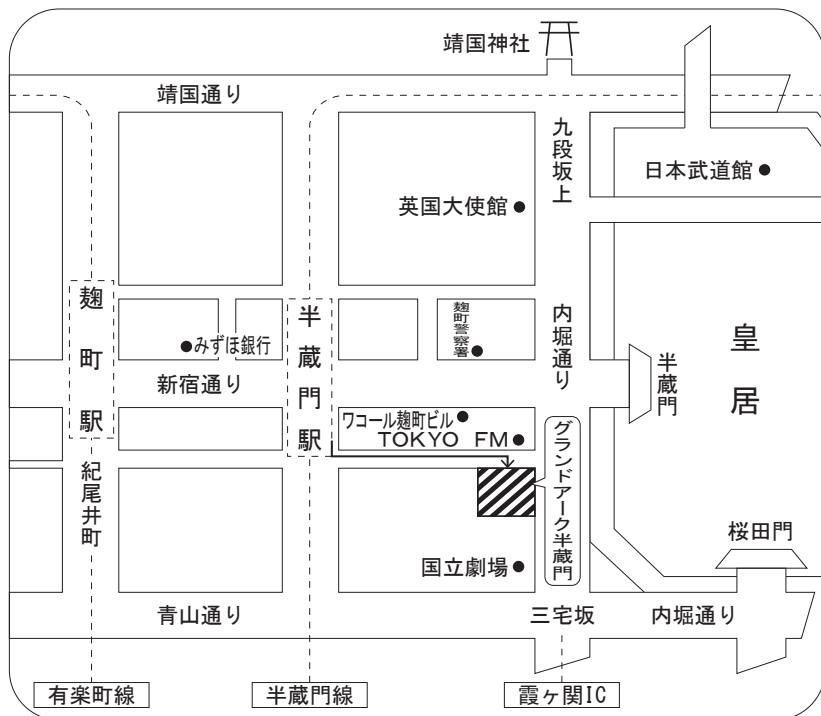






# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 富士東の間  
TEL：03（3288）0111（代表）



## [交通のご案内]

- ・東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩約2分
- ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩約7分

当日会場は駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。